

第5章 国際出願の後に行う手続

1. 国際出願後の中間手続書類の提出形態について

日本語による以下の手続書類については、オンライン手続（インターネット出願ソフトを利用した書類の提出）と書面手続のいずれの方法でも提出可能です（様式は共通）。

- ① 手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）
- ② 手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）
- ③ 手数料補正書
- ④ 手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）
- ⑤ 手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）
- ⑥ 手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）
- ⑦ 請求の範囲の減縮書
- ⑧ 請求の範囲の減縮および手数料追加納付書
- ⑨ 氏名（名称）変更届
- ⑩ あて名変更届
- ⑪ 国籍変更届
- ⑫ 住所変更届
- ⑬ 名義変更届
- ⑭ 陳述書
- ⑮ 答弁書
- ⑯ 国際予備審査請求書

※ 上記①～⑯以外の手続書類及び英語による手続書類は、書面により手続してください。

※ 譲渡証書等を必要とする名義変更届は、オンライン手続はできませんので、書面にて提出してください。

※ 上記①～⑯の手続書類を書面手続で提出する場合、電子化手数料は不要です。

2. インターネット出願ソフトの利用について

上記①～⑮の手続書類をオンライン手続で提出する際は、各書類の作成要領（様式見本及び記載例並びに注意事項）に従いワープロソフト等を使用してHTMLデータを作成し、当該データをインターネット出願ソフトでXMLデータに変換して特許庁へ送信します。

上記⑯の国際予備審査請求書をオンラインで提出する場合は、願書の作成と同様にインターネット出願ソフト内の申請書作成機能（ノートブック基本画面）にて作成し、送信します。また、書面で提出する場合は、所定の様式に印字するか、特許庁ウェブサイトに掲載されているPDF形式の文書データを利用して作成して提出します。

第1節 出願手続の補完

1. 補完命令

国際出願が以下に該当する場合には、国際出願日を認定せず、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して手続の補完をすることを命じます。（条11(2)(a)、法4(2)）

この命令において、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。（規20.3(a)、法施22の2①）

(1) 出願人の適格要件に関して、次のいずれにも該当しない場合

（条11(1)(i)、法2、同4(1)①）

- ① 出願人が日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人の場合は営業所）を有する外国人（日本国民等）であること。
- ② 日本国民等以外の者が国際出願をする場合には、日本国民等と共同で国際出願をしていること。

(2) 明細書及び請求の範囲が日本語又は英語で作成されていない場合

（条11(1)(ii)、法3(1)、同4(1)⑤、法施12）

(3) 国際出願を条約に従って処理すべき旨の申し立ての記載がない場合

（条11(1)(iii)(a)、法3(2)①、同4(1)②）

(4) 出願人の氏名・名称の記載がない場合、又は出願人の記載（氏名・名称）が出願人を特定できる程度に明確でない場合

（条11(1)(iii)(c)、法4(1)③）

(5) 明細書又は請求の範囲が含まれていない場合

（条11(1)(iii)(d)(e)、法4(1)④）

※ 明細書又は請求の範囲については、願書に規則4.18の規定による明細書又は請求の範囲が先の出願に完全に含まれている旨、規則20.6の規定により引用して補充する旨の陳述の記載があるときは引用による補充命令になります。

2. 補完の期間

(1) 命令による補完 命令の日（発送日）から2月 （規20.7(a)(i)、法4(2)）

(2) 自発による補完 国際出願として提出された書類が特許庁（受理官庁）に到達した日から2月 （規20.7(a)(ii)、法17、法施72①）

3. 補完の方法

(1) 命令を受けた場合は、

「手続補完書（法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完）」を提出することにより行います。（法施24、法施様12、同12の2（英語）[様式2-3]）

意見を述べるときは、「意見書」を提出することにより行います。

（法施22の2②、法施様11の7、同11の8（英語）[様式2-7]）

- (2) 自発による場合は、
「手続補完書（第17条の規定による手続の補完）」を提出することにより行います。
[様式2-3]

4. 補完がされた場合

期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面が受理官庁へ到達した日が、国際出願日として認定されます。
(条11(2)(b)、法4(3))

5. 補完がされない場合

補完命令に対し所定の期間内に適正な応答がなかった場合には、出願人にその出願が国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して通知します。
(規20.4(i)、法施25)

第2節 引用による要素の欠落補充

1. 補充命令

国際出願日を認定する際に要素（明細書又は請求の範囲）の全部が欠落している場合で、国際出願において優先権主張の記載があり、規則4.18の規定による明細書又は請求の範囲が先の出願に完全に含まれている旨、規則20.6の規定により引用して補充する旨の陳述がされているときは、出願人に対し期間を指定して手続の補充を命じます。

(規20.3(a)(ii)、法施29の2)

この命令において、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。
(規20.3(a)、法施22の2)

2. 補充の期間

(1) 命令の日（発送日）から2月 (規20.7(a)(i)、法施29の2(1))

(2) 自発による補充 国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から2月 (規20.7(a)(ii)、法施29の3)

3. 補充の方法

(1) 命令を受けた場合は、
「手続補充書（第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充）」を提出することにより行います。（法施29の2(3)、法施様12、同12の2（英語））[様式2-4]
意見を述べるときは、「意見書」を提出することにより行います。

(法施29の2(2)、法施様11の7、同11の8（英語））[様式2-7]

- (2) 自発による場合は、
「手続補充書（第29条の3の規定による明細書等の引用補充）」を提出することにより行
います。 [様式2-4]
- (3) 次に該当する場合は、該当する手続書類を手続補充書と共に提出しなければなりません。
- a 先の出願の優先権書類が未提出の場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」
 - b 先の出願の優先権書類が未提出であり、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、
「優先権主張の基礎出願の写し提出書」により、先の出願の写し及び国際出願の言語によ
る翻訳文
 - c 先の出願の優先権書類の提出（受理官庁に対する優先権書類の送付請求及び国際事務局
に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）はあるが、出願の言語が国際出願の言
語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」により、国際出願の言語によ
る翻訳文（法施29の4(2)、法施様11の3、同11の4（英語）） [様式2-4（1）]

※ 上記の国際出願の言語による翻訳文は、当該引用補充に係る部分だけでなく、明細書、
請求の範囲及び図面全文の翻訳文が必要となります。

4. 補充がされた場合

- (1) 期間内に引用による補充の手続をした場合
- a 補充された用紙が先の出願に完全に含まれていると認めるときは、国際出願を受理した
日を国際出願日として認定します。 (規20.3(b)(ii))
 - b 補充された用紙が先の出願に完全に含まれていないと認めるときは、手続補充書が提出
された日を国際出願日として認定します。 (規20.3(b)(i))
- (2) 期間経過後に引用による補充の手続をした場合
- a 国際出願として取り扱わない旨の通知前であるときは、上記(1)により処理されます。
(規20.7(b))
 - b 国際出願として取り扱わない旨の通知後であるときは、手続補充書が国際出願手続上考
慮されない旨の通知を送付します。 (細310の3(i))

5. 補充がされなかった場合

国際出願として取り扱われない旨の通知を出願人に送付します。
(規20.4(i)、法施25)

第3節 引用による欠落部分の補充

1. 補充命令

国際出願日を決定する際又は決定後に明細書、請求の範囲の一部の欠落及び図面の一部又は
全部が欠落していることを発見した場合には、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間
を指定して手続の補充を命じます。 (規20.5(a)(ii)、法施29の6)

この命令において、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。(規 20. 5 (a)、法施 29 の 6 (2))

2. 補充の期間

- (1) 命令の日(発送日)から2月 (規 20. 7 (a) (i)、法施 29 の 6 (1))
- (2) 自発による補充 国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から2月 (規 20. 7 (a) (ii)、法施 29 の 7)

3. 補充の方法

- (1) 命令を受けた場合は、
「手続補充書(第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」を提出することにより行います。(法施 29 の 6 (3)、法施様 1 2、同 1 2 の 2 (英語)) [様式 2-4]
意見を述べるときは、「意見書」を提出することにより行います。
(法施 29 の 2 (2)、法施様 1 1 の 7、同 1 1 の 8 (英語)) [様式 2-7]
- (2) 自発による場合は、
「手続補充書(第29条の7の規定による欠落部分の補充)」を提出することにより行います。
[様式 2-4]
- ※ 手続補充書には、先の出願のどこに当該部分の記載がされているかの表示を「欠落部分の記載箇所の表示」の欄を設けて記載します。(法施 29 の 8)
- (3) 次に該当する場合は、該当する手続書類を手続補充書と共に提出しなければなりません。
- a 先の出願の優先権書類が未提出の場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」
- b 先の出願の優先権書類が未提出であり、先の出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」により、先の出願の写し及び国際出願の言語による翻訳文
- c 先の出願の優先権書類の提出(受理官庁に対する優先権書類の送付請求及び国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む)はあるが、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」により、国際出願の言語による翻訳文
(法施 29 の 4 (1) で準用する同 29 の 8 (2)、法施様 1 1 の 3、同 1 1 の 4 (英語))
[様式 2-4 (1)]
- ※ 上記の国際出願の言語による翻訳文は、当該引用補充に係る部分だけでなく、明細書、請求の範囲及び図面全文の翻訳文が必要となります。

4. 補充がされた場合

- (1) 期間内に引用による欠落部分の補充の手続をした場合
- a 補充された用紙が先の出願に完全に含まれていると認められたときは、国際出願を受理した日に提出されたものに記載されていたものとみなされます。(規 20. 5 (d))
- b 補充された用紙が先の出願に完全に含まれていないと認められたときは、手続補充書が提出された日を国際出願日として訂正します。(規 20. 5 (c))

- (2) 期間経過後に引用による欠落部分の補充の手続をしたときは、手続上有効とはみなさない旨の通知を送付します。(細 3 1 0 の 3 (i))

5. 欠落部分の補充を無視することの請求

欠落部分の補充の手続として国際出願日が訂正されたとき、出願人は国際出願日が訂正された旨の通知の日から 1 月以内に受理官庁に対し当該欠落部分が無視することを請求することができ、請求した場合には、当該欠落の補充の手続は提出されなかったものとみなされるとともに、国際出願日は訂正されなかったものとみなされます。

(規 2 0 . 5 (e)、法施 2 9 の 1 0 (1) (2))

6. 欠落部分の補充を無視することの請求の方法

「欠落部分の補充の取下書」を提出することにより行います。

(法施 2 9 の 1 0 (3)、法施様 1 5 の 3、同 1 5 の 4 (英語)) [様式 2 - 5]

※ 手続書類名は「取下書」ですが、規則上、「欠落部分が無視することの請求」であるため、本手続に委任状の添付は不要です。

7. 補充がされなかった場合

明細書等が補充されなかった場合には、国際出願において含まれていない明細書等についての言及はないものとみなされます。

第 4 節 出願手続の補正

1. 補正命令

国際出願が、次の各号に該当する場合には、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して手続の補正をすることを命じます。(条 1 4 (1) (b)、法 6、法施 3 0)

この命令において、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見書を提出する機会が与えられます。(規 2 6 . 1、法施 3 0 の 2 ①)

- (1) 願書が所定の言語（日本語又は英語）で作成されていない場合 (法 6 ①)
- (2) 発明の名称が記載されていない場合又は願書の第 I 欄と明細書の冒頭の発明の名称が相違する場合 (条 1 4 (1) (a) (iii)、規 5 . 1 (a)、法 6 ②)
- (3) 図面（図面の中の説明に限ります）及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていない場合 (法 6 ③)
- (4) 要約書が含まれていない場合 (条 1 4 (1) (a) (iv)、法 6 ④)

- (5) 出願人の氏名（名称）及びあて名が記載されていない場合（出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く）
(条14(1)(a)(ii)、法6⑥、法施30①)
- (6) 提出者の氏名（名称）の記載、押印（署名）がない場合（提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く）
(条14(1)(a)(i)、法6⑥、法施30②)
- (7) 出願人の氏名（名称）が正しく記載されていない場合
(条14(1)(a)(ii)、法6⑥、法施30①)
- (8) 願書、明細書、請求の範囲、図面、要約書が様式により作成されていない場合
(条14(1)(a)(v)、法6⑥、法施30③)
- (9) 選任された代理人が弁理士又は弁護士、特許業務法人又は弁護士法人でない場合、又は未成年者・成年被後見人等の手続が特許法第7条第1項から第3項までの規定に違反する場合
(法6⑤)

2. 補正の期間

命令の日（発送日）から2月（期間は受理官庁の職権により延長することができます。）
(規26.2)

3. 補正の方法

「手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）」を提出することにより行います。
(法施31、法施様15、同15の2（英語））[様式2-6(1)]
意見を述べるときは、「意見書」を提出することにより行います。
(法施30の2、法施様11の7、同11の8（英語））[様式2-7]

4. 補正がされた場合

補正命令に対し補正手続が適正にされた場合は、先に認定した国際出願日の国際出願として手続が進められます。

5. 補正がされない場合

補正命令に対し所定の期間内に応答がなかった場合には、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の決定が行われ、出願人に通知されます。
(条14(1)(b)、規29.1(a)、法7(1)①、法施35(1))

第5節 優先権主張に関する手続

国際出願は、パリ条約の締約国及び WTO 加盟国において又はパリ条約の締約国及び WTO 加盟国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申し立てを伴うことができます。

(条 8 (1))

優先権の主張の効果及び条件はパリ条約第 4 条の規定 (優先権) に従います。 (条 8 (2) (a))

1. 優先権書類の提出

(1) 提出の義務

国際出願が優先権の主張を伴う場合には、出願人は先の出願の優先権書類 (先の出願を受理した機関が認証した当該出願の謄本) を提出しなければなりません。

(規 1 7. 1 (a)、法施 2 1 (1))

優先権書類が提出されなかった場合には、指定官庁は優先権の主張を無視することができます。ただし、指定官庁は、事情に応じて相当の期間内に申請人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできません。 (規 1 7. 1 (c))

(2) 提出の期間

原則として優先日から 1 6 月以内

(規 1 7. 1 (a)、法施 2 1 (1))

(3) 提出先

受理官庁又は国際事務局

(規 1 7. 1 (a)、法施 2 1 (1))

(4) 提出方法

① 受理官庁

a 紙出願と同時に提出する場合

願書の第 IX 欄の照合欄の項番 5 にレ印を付し、第 VI 欄の () の番号及び通数の記載をして、願書と一緒に優先権書類を提出します。 [様式 1-1 (1) A]

b 紙出願後又は電子出願後に提出する場合

「優先権書類提出書」に優先権書類を添付して提出します。

(法施 2 1 (2)、法施様 1 1 の 3、同 1 1 の 4 (英語)) [様式 2-1 0]

② 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「SUBMISSION OF PRIORITY DOCUMENT」であることを明記します。

なお、優先日から 1 6 月以内の提出期間の満了後に、国際事務局が受理した優先権書類は、当該書類が国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなされます。 (規 1 7. 1 (a))

(5) 提出された場合

所定の期間内に優先権書類が提出された場合には、受理した日が記録され、申請人に国際事務局からその旨が通知されます。 (細 4 1 1 (a))

所定の期間満了後に優先権書類が提出された場合には、申請人及び指定官庁に国際事務局からその旨が通知されます。

2. デジタルアクセスサービス (DAS) を利用した優先権書類の取得請求

優先権書類の提出に代えてデジタルアクセスサービス (以下、DAS) を利用し、国際事務局に対して優先権書類の取得を請求することができます。 (規17.1(b)の2)

(1) 取得請求の期間
国際公開の日前

(2) 取得請求先
国際事務局

(3) 取得請求の方法

① 国際出願と同時に請求する場合

国際出願願書の第VI欄の「国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報 (国際事務局が規則 17.1(b)の2) の電子図書館 (以下「電子図書館」という。) から取得できるものに限る。) を電子図書館から取得することを請求する。」欄の□にレ点を付して請求し、該当する優先権にレ点を付しアクセスコードを記載します。

② 国際出願後に請求する場合

国際事務局に対し DAS による優先権書類の取得を請求する旨の書簡を郵送・ファクシミリにより送付します。

書簡は英語で作成し、国際出願番号及び各優先権に対応するアクセスコードを記載すると共に、国際事務局に対して優先権書類を取得請求する旨を記載します。

[様式5-3]

※ ePCT オンラインサービスを利用して、DAS による優先権取得請求の書簡を「一般の通信」としてアップロードすることや、ePCT 上で書簡を作成・提出することも可能です。ePCT オンラインサービスについては、第7章国際事務局に対する手続をご参照の上、詳細は国際事務局に直接お問い合わせください。

(4) 手数料
無料

3. 優先権書類の送付請求

優先権書類が受理官庁により発行される場合には、優先権書類の提出に代えて優先権書類を国際事務局に送付するよう受理官庁に対して請求することができます。

(1) 送付請求の期間
優先日から16月以内 (規17.1(b)、法施21(3))

(2) 送付請求先
受理官庁 (規17.1(b))

(3) 送付請求の方法

① 国際出願と同時に請求する場合

国際出願願書の第VI欄「受理官庁に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。」欄の□にレ点を付し、

紙出願の場合は、送付請求対象とする先の出願1件につき「優先権証明願(PCT)」1通作成して国際出願書類と共に提出します。 [様式1-1(1)A、様式2-11(1)]

電子出願の場合は、オンラインで出願した後、3日以内に届くように「手続補足書」を提出します。「手続補足書」には「優先権証明願(PCT)」(送付請求対象とする先の出願1件につき1通作成)を添付します。 [様式2-29、様式2-11(1)]

② 国際出願後に請求する場合

「優先権書類送付請求書」を提出します。「優先権書類送付請求書」には「優先権証明願(PCT)」(送付請求対象とする先の出願1件につき1通作成)を添付します。

(法施21(4)(5)、法施様11の5、同11の6(英語))

[様式2-11、様式2-11(1)]

※ 先の出願の代理をしていない代理人が優先権証明願(PCT)を提出する場合には、委任事項を「特願20XX-999999についての優先権証明請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要です。

ただし、先の出願が既に出願公開されている場合、又は設定の登録がされている場合は、委任状の添付は不要です。

(4) 手数料

優先権書類1件について1,400円を特許印紙・電子現金納付等で納付します。

(法施82(1)① [様式2-11(1)])

参考：優先権書類の提出方法一覧

	優先権書類の提出	国際事務局への取得請求(DAS)	受理官庁への送付請求
出願時	紙願書と共に提出。	願書の取得請求欄にレ点を入れ、アクセスコードを記載。 ※手数料は無料	願書の送付請求欄にレ点を入れ、 ①紙願書と共に「優先権証明願(PCT)」を提出。 又は、 ②電子出願後3日以内に「手続補足書」に「優先権証明願(PCT)」を添付して提出。 ※「優先権証明願(PCT)」に特許印紙1,400円を貼付
出願後	①「優先権書類提出書」に添付して受理官庁に提出。 又は、 ②「書簡」に添付して国際事務局に提出。	取得請求する旨の書簡を、郵送・ファクシミリ、又はePCTにより国際事務局に送付。 ※手数料は無料	「優先権書類送付請求書」に「優先権証明願(PCT)」を添付して提出。 ※「優先権証明願(PCT)」に特許印紙1,400円を貼付

4. 優先権の主張の追加又は補正

既に出願した国際出願に優先権の主張を追加する場合は「優先権の主張の追加申請書」、国際出願の願書に記載した優先権の主張の表示に誤りがあった場合や出願後に先の出願の出願番号の届出を行う場合は「手続補正書」を提出することで、優先権主張の追加又は補正を行うことができます。

(1) 優先権の主張の追加

出願人は優先日から下記の期間内に限り、特許庁長官に対して書面により優先権の主張の追加を行うことができます。(法施27の2)

また、国際事務局に対しても書面により優先権の主張の追加ができます。(規26の2.1)

① 優先権の主張の追加が可能な期間

a 優先権の主張の追加により優先日が変更されない場合

国際出願日から4月以内、又は優先日から16月以内のどちらか遅く満了する期間。

b 優先権の主張の追加により優先日が変更される場合

i. 国際出願日から4月以内。

ただし、以下 ii. と iii. の期限が i. よりも遅い場合には、ii. と iii. のうち早く満了する期間。

ii. 追加前の優先日から16月

iii. 追加後の優先日から16月

(規26の2.1(a)、法施27の2)

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁

「優先権の主張の追加申請書」を提出して行います。

(法施27の2(2)、法施様13の3、同13の4(英語)) [様式2-8]

b 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により提出します。

書簡には国際出願を特定すると共に、「ADDITION OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

(2) 優先権の主張の自発補正

出願人は下記の期間内に限り、特許庁長官に対して書面により優先権の主張を補正することができます。(法施27の3)

また、国際事務局に対しても書面により優先権主張の補正ができます。(規26の2.1)

① 優先権の主張の補正が可能な期間

前記(1)①の期間

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁

「手続補正書(第27条の3第1項の規定による補正)」を提出して行います。

(法施27の3(2)、法施様15、同15の2(英語)) [様式2-6(2)]

b 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により提出します。

書簡では国際出願を特定すると共に、「CORRECTION OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

(3) 優先権の主張の命令による補正

国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る記載が、法施第15条第4号に定める要件を満たしていない場合、又は願書に記載された優先権の主張に係る事項が提出された優先権書類の記載事項と同一でない場合には、特許庁長官は出願人に対して補正することを命じます。(法施28(1))

また、国際事務局は優先権の主張の表示が規4.10に定める要件を満たしていない場合、又は、対応する優先権書類の記載事項と合致しない場合は、出願人に対して補充するよう命じます。ただし、当該優先権の回復の請求が提出されている場合を除きます。

(規26の2. 2)

① 優先権の主張の補正が可能な期間

前記(2)①の期間と同様

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁

「手続補正書(第28条第1項の規定による命令に基づく補正)」を提出して行います。

(法施28(2)、法施様15、同15の2(英語))[様式2-6(1)]

b 国際事務局

様式は定められていないので、書簡の形式により行います。

(書簡では国際出願を特定すると共に、「CORRECTION OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。)

③ 補正がされない場合

補正命令に対して所定の期間内に応答がない場合は、命令に係る優先権の主張は初めからなかったものとみなされ、その旨の通知が受理官庁又は国際事務局より送付されます。

(規26の2. 2(b)、法施28(3))

なお、補正命令に係る事項が先の出願の番号の表示の欠落、優先権の主張の表示に対応する優先権書類に記載された表示と合致しない場合又は国際出願の国際出願日が優先期間満了の日よりも遅い日であるが、当該満了の日から2月以内との理由のみでは、優先権の主張が行われなかったものとはみなされません。(規26の2. 2(c)、法施28(3))

(4) 優先権の主張の補正の特例

受理官庁又は国際事務局が優先権の主張は初めからなかったものとする旨を宣言する前であって、かつ、優先権主張の補正が可能な期間満了後1月以内に優先権の主張について補正したときは、当該期間内に補正したものとみなされます。(規26の2. 2(b)、法施28の2)

5. 優先権の主張の取下げ

国際出願の願書において申し立てた優先権の主張を取り下げる手続です。2以上の優先権の主張を伴う場合には、いずれか又はすべてについて優先権の主張を取り下げることができます。

(規90の2. 3、法施36)

(1) 取下げができる期間

優先日から30月を経過する前

(規90の2. 3(a)、法施36(1))

(2) 取下げの通告先（規 9 0 の 2. 3 (c)）（下記のいずれの機関にも提出できます）

- ① 受理官庁
- ② 国際事務局
- ③ 国際予備審査機関（条約第 3 9 条(1)が適用される場合）

(3) 取下げの方法

① 受理官庁

「優先権の主張取下書」を提出して行います。

（法施 3 6 (3)、法施様 1 7、同 1 7 の 2（英語））[様式 2 - 2 6]

取下げの内容の欄の記載は、

- a すべての優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「優先権の主張を取り下げる」と記載します。
- b 一部の優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「特願 20XX-999999 についての優先権の主張を取り下げる」のように記載します。

② 国際事務局

様式は定められていないので、書簡の形式により行います。

書簡では国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

③ 国際予備審査機関

a 日本国特許庁

「優先権の主張取下書」を提出して行います。

（法施 3 6 (3)、法施様 1 7、同 1 7 の 2（英語））[様式 2 - 2 6]

b 欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁

各庁の定めに従い、手続してください。

(4) 取下書の記名・押印（署名）について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合には、出願人全員が記名・押印（署名）をしなければなりません。（規 9 0 の 2. 5、法施 3 6 (4)）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人からの委任状が必要です。

（規 9 0. 4 (e)、法施 5 (1)）

(5) 取下げの効力発生

国際事務局、受理官庁、国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生じます。（規 9 0 の 2. 3 (c)）

(6) 取下げの効果

条約第 2 3 条 (2) 又は条約第 4 0 条 (2) の規定〔出願人による明示の請求〕に基づき、既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。（規 9 0 の 2. 6 (a)）

(7) 取り下げられた場合

優先権の主張の取下げにより、期間計算上の優先日に変更が生じるときは、もとの優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、変更後の優先日から起算することになります。（規 9 0 の 2. 3 (d)）

取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了した後に国際事務局に到達した場合には、もとの優先日から起算して国際公開が行われます。（規 9 0 の 2. 3 (e)）

6. 国内優先権におけるみなし取下げの回避

国際出願が国際出願日における全締約国を指定したものとみなされることにより、全ての国際出願は日本国も指定したのものとして取り扱われます。そのため、日本国内の特許出願、実用新案登録出願を基礎出願とした優先権の主張を伴う国際出願は、指定国日本においては国内優先権を主張している出願として取り扱われることとなります。(条8(2)(b))

ここで注意しなければならないのは、国内優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から1年4月を経過した時に取下げたものとみなされるという点です。

(特42(1)、特施28の4)

先の出願のみなし取下げを回避するためには、取下げたものとみなされる時(優先日から1年4月)以前に、以下のいずれかの方法をとる必要があります。

- ① 国際出願の願書の「第V欄 国の指定」において日本国の指定を除外する。
※ 第3章 第2節3. 願書の各欄の記載要領(7) 国の指定を参照してください。
- ② 指定国の取下げにより日本国を指定から削除する。
※ 第7節 2. 指定国の指定の取下げを参照してください。
- ③ 上申書により国内優先権の主張を取り下げる。
※ 次項7. 国内優先権の主張の取下げを参照してください。

7. 国内優先権の主張の取下げ

(1) 取下げができる期間

優先日から1年4月以内

※ 優先日から1年4月を経過した時に当該先の出願はみなし取下げとなります。

(2) 取下げの通告先

受理官庁

(3) 取下げの方法

「上申書」を提出して行います。

[様式2-9]

(4) 取下げの効力

(1)の取下げができる期間内に上申書が受理された場合、指定国日本については、国内優先権の主張のない国際出願として国内移行することとなります。

(5) 上申書の記名・押印(署名)について

指定国日本における出願人の記名・押印(署名)が必要です。

代理人が手続をする場合には、指定国日本における出願人からの委任状が必要です。ただし、上申書に添付された委任状は、国内優先権主張の取下げのみの限定代理として取り扱われます。

なお、先の出願の代理人と国際出願の代理人が同じ場合で、先の出願において「国内優先権の主張の取下げ」に関する代理権を得ているときは、上申書の提出に際し、指定国日本における出願人の委任状は不要です。

第6節 優先権の回復 (2015年4月以降になされた国際出願に適用)

1. 優先権の回復請求

国際出願日が優先権主張の基礎となる出願の日から12月（優先期間）の満了の日の後であつて、当該満了日の日から2月以内である場合、受理官庁は、出願人の請求により、優先期間内に国際出願を提出できなかった理由が当該受理官庁の採用する優先権の回復基準を満たしていると判断した場合は、その優先権の回復を認めます。（規則26の2.3、法施28の3）

2. 優先権の回復請求期間

優先期間の満了の日から2月以内（早期の国際公開を請求する場合は、国際公開の技術的な準備が完了する前）（規則26の2.3(a)、法施28の3(1)）

3. 優先権の回復請求の方法

(1) 国際出願と同時に請求する場合

a. 紙出願の場合

- ① 国際出願願書の第VI欄の「優先権の回復」欄において、回復請求の対象となる先の出願の項目番号を記載します。
- ② 第IX欄の照合欄の「11. その他」にチェックを入れ、「優先権の回復理由書」を証拠書類とともに提出します。

（法施28の3、法施様15の2の4、同15の2の5（英語））[様式2-31]

b. 電子出願の場合

- ① 「先の出願にかかる優先権主張の詳細」画面入力時に「優先権の回復を受理官庁に対して請求する。」欄にチェックを入れて国際出願を行います。
- ② 出願後、速やかに手続補足書に回復理由書及び証拠書類を添付して提出します。

[様式2-29][様式2-31]

(2) 国際出願後に請求する場合

願書の手続形態にかかわらず、優先権の回復請求書を証拠書類とともに提出します。

（法施28の3、法施様15の2の2、同15の2の3（英語））[様式2-30]

4. 回復請求に対する受理官庁による決定、通知

受理官庁（日本国特許庁）は、以下の要件を満たしている請求について、相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間内に国際出願がされなかったことが認められるか否か（※）の判断を行います。

- (1) 国際出願の国際出願日が優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月以内であること。
- (2) 回復請求期間内に、先の出願に関する優先権主張が国際出願においてされている、または回復請求期間内に追加されていること。

(3) 優先権の回復請求及び優先期間内に国際出願がされなかった理由のいずれもが、回復請求期間内に提出されていること。

(4) 理由を裏付ける証拠が提出されていること。

基準を満たしていると判断された場合は、回復を認める旨の決定が出願人に通知され、基準を満たしていないと判断された場合は、その理由を通知するとともに、指定された期間内に意見書を提出する機会が与えられます。応答期間内に意見書が提出された場合は、受理官庁は再度「相当な注意」基準を満たしているか否かの判断を行い、その結果を通知します。

(規 26 の 2. 3 (g) (h) 法 施 28 の 4)

※ 日本国特許庁が適用している優先権の回復基準（優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合(規 26 の 2. 3 (a) (i))）の詳細については、R0 ガイドラインを参照してください。

WIPO ウェブサイト（英語）：

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166j

特許庁ウェブサイト（日本語仮訳抜粋）：

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pdf/pct26-2_3_yusenken/rogl_kariyaku.pdf

5. 受理官庁による優先権の回復の効果

日本国特許庁が適用している優先権の回復基準で、受理官庁としての日本国特許庁が回復を認めた優先権は、PCT 規則 49 の 3.1 の規定を留保していない指定国において、原則その効力を有します（規 49 の 3.1 (a) (c) (d)）。

第7節 国際出願・指定国の指定の取下げ

1. 国際出願の取下げ

出願人は国際出願を取り下げることができます。 (規 90 の 2. 1 (a)、法 施 36 (1))

(1) 取下げができる期間

優先日から 30 月を経過する前 (規 90 の 2. 1 (a)、法 施 36 (1))

(2) 取下げの通告先（下記のいずれの機関にも提出できます） (規 90 の 2. 1 (b))

① 受理官庁

② 国際事務局

③ 国際予備審査機関（条約第 39 条(1)の規定が適用される場合）

(3) 取下げの方法

① 受理官庁

「国際出願取下書」を提出します。

(法施 3 6 (3)、法施様 1 7、同 1 7 の 2 (英語)) [様式 2-2 6]

取下げの内容の欄には「国際出願を取り下げる」と記載します。(法施様 1 7 備考 1)

② 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により行います。

書簡では国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF THE INTERNATIONAL APPLICATION」であることを明記します。

③ 国際予備審査機関

a 日本国特許庁

「国際出願取下書」を提出します。(法施 3 6 (3)、法施様 1 7、同 1 7 の 2 (英語))

b 欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁

各庁の定めに従い、手続きしてください。

(4) 国際出願取下書の記名・押印（署名）について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合は、出願人全員が記名・押印（署名）しなければなりません。(規 9 0 の 2. 5 (a)、法施 3 6 (4))

代理人が手続をする場合には、全ての出願人の委任状が必要です。

(規 9 0. 4 (e)、法施 5 (1))

(5) 取下げの効力発生

受理官庁、国際事務局又は国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力が生じます。(規 9 0 の 2. 1 (b))

(6) 取り下げられた場合

出願人、受理官庁又は国際予備審査機関からの通告が、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、国際公開は行われません。(規 9 0 の 2. 1 (c))

※ 取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了した後に国際事務局に到達した場合には、国際公開を止めることができません。よって、優先日から 1 6 月を経過した後に、国際公開の回避を目的として「国際出願取下書」を提出する場合には、直接、国際事務局へ提出してください。

(7) 取下げの効果

① 条約第 2 3 条 (2) 又は条約第 4 0 条 (2) の規定〔出願人による明示の請求〕に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。(規 9 0 の 2. 6 (a)、法施 3 6 (2))

② 国際段階の処理は、中止されます。(規 9 0 の 2. 6 (b))

③ 国際出願の効果は、その国際出願の取下げにより、指定国における国内出願の取下げと同一の効果をもって消滅します。(条 2 4 (1) (i))

2. 指定国の指定の取下げ

出願人は、指定国の指定を取り下げることができます。（規 90 の 2. 2 (a)、法施 36 (2)）

(1) 取下げができる期間

優先日から 30 月を経過する前（規 90 の 2. 2 (a)、法施 36 (1)）

※ 優先日から 1 年 4 月経過後に日本国の指定の取下げを行う場合は、優先権主張の基礎となった日本国内の特許出願又は実用新案登録出願（先の出願）が既にみなし取下げとなっている点に注意してください。日本国の指定の取下げにより、PCT 国際出願（後の出願）の日本国への国内移行の機会はなくなり、また、先の出願においても、日本国における権利取得ができなくなります。

(2) 取下げの通告先（下記のいずれの機関にも提出できます）（規 90 の 2. 2 (d)）

- ① 受理官庁
- ② 国際事務局
- ③ 国際予備審査機関（条約第 39 条（1）の規定が適用される場合）

(3) 取下げの方法

- ① 受理官庁
「指定国の指定取下書」を提出します。（法施 36）

取下げの内容の欄には、「〇〇国の指定を取り下げる」と記載します。

（法施様 17 備考 1、同 17 の 2 備考 1（英語））[様式 2-26]

- ② 国際事務局
様式は定められていないので書簡の形式により行います。
書簡では国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF DESIGNATION」であることを明記します。

- ③ 国際予備審査機関
 - a 日本国特許庁
「指定国の指定取下書」を提出します。
（法施 36 (3)、法施様 17、同 17 の 2（英語））

- ③ 国際予備審査機関
 - b 欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁
各庁の定めに従い、手続してください。

(4) 指定国の指定取下書の記名・押印（署名）について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合は、出願人全員が記名・押印（署名）しなければなりません。（規 90 の 2. 5、法施 36 (4)）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人の委任状が必要です。

（規 90. 4 (e)、法施 5 (1)）

(5) 取下げの効力発生

受理官庁、国際事務局又は国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生じます。（規 90 の 2. 2 (d)）

(6) 取り下げられた場合

- ① 出願人、受理官庁又は国際予備審査機関からの通告が、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、その指定の国際公開は行われません。
(規 9 0 の 2 . 2 (e))
- ② 国内特許及び広域特許の両方を受けようとして国を指定した場合には、その国の指定の取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許を受けるための指定のみの取下げを意味するものとします。
(規 9 0 の 2 . 2 (b))

(7) 取下げの効果

- ① 条約第 2 3 条 (2) 又は条約第 4 0 条 (2) の規定〔出願人による明示の請求〕に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。
(規 9 0 の 2 . 6 (a)、法施 3 6 (2))
- ② すべての指定国の指定の取下げは、国際出願の取下げとみなされ、国際段階の処理は、中止されます。
(規 9 0 の 2 . 2 (c))
- ③ 選択された国の指定の取下げは、選択の取下げを伴います。
(規 9 0 の 2 . 2 (a))
- ④ 指定国の指定の取下げは、当該指定国における国内出願の取下げと同一の効果をもって消滅します。
(条 2 4 (1) (i))

第 8 節 明らかな誤りの訂正請求

国際出願その他の書類に明らかな誤りがある場合には、出願人は、権限のある機関に対しその訂正を請求することができます。
(規 9 1 . 1 (a)、法施 7 7 (1))

国際出願その他の書類に明らかな誤りを発見した場合には、権限のある機関は、その訂正の請求をすべきことを出願人に命ずることができます。
(規 9 1 . 1 (h)、法施 7 7 (3))

1. 権限のある機関・訂正の対象

訂正は、権限のある機関の許可に従うものとする。
(規 9 1 . 1 (b))

(1) 受理官庁

願書又はその補正書の誤記
(規 9 1 . 1 (b) (i))

(2) 国際調査機関

明細書、請求の範囲若しくは図面又はそれらの補正書の誤記
ただし、(3) で国際予備審査機関が管轄するものを除いたもの
(規 9 1 . 1 (b) (ii))

(3) 国際予備審査機関

明細書、請求の範囲、図面若しくはそれらの補正書又は 1 9 条若しくは 3 4 条に基づく補正書 (ただし、国際予備審査の請求がなされ、取下げがなく、国際予備審査の開始の日が過ぎている場合) の誤記
(規 9 1 . 1 (b) (iii))

(4) 国際事務局

国際事務局に提出された（１）から（３）以外の書類の誤記で、要約及び１９条補正以外の場合
(規 9 1. 1 (b) (iv))

2. 訂正の請求の対象外

- (1) 明らかな誤りが条約第 3 条（２）に規定する国際出願の要素の欠落 (規 9 1. 1 (g) (i))
- (2) 要約の誤り (規 9 1. 1 (g) (ii))
- (3) 条約第 1 9 条の補正の誤り（ただし、国際予備審査機関が管轄する場合を除く）
(規 9 1. 1 (g) (iii))
- (4) 優先権主張又は優先権主張の追加の誤り (規 9 1. 1 (g) (iv))

3. 訂正請求の方法

日本国特許庁に対し手続する場合、「明らかな誤りの訂正請求書」を提出します。

訂正請求書には、訂正される誤記及び提案された訂正を特定して、出願人の選択により誤記の簡単な説明を記載することができます。

(規 9 1. 2、規 9 1. 2 で準用する規 2 6. 4、法施 7 7 (5)、法施様 2 6、同 2 6 の 2 (英語))
[様式 2 - 1 2]

4. 許可の条件

権限のある機関にとって提出された訂正以外何も意図されていないことが明白である場合
(規 9 1. 1 (c))

5. 訂正できる期間

訂正の請求は、優先日から 2 6 月以内に管轄機関に提出しなければならない。(規 9 1. 2)

6. 訂正の許可又は拒否の通知

権限のある機関は、出願人及び国際事務局に許可又は拒否について及び、拒否する場合には、その理由を通知します。また、訂正請求の関係書類を国際事務局に送付します。

(規 9 1. 3 (a)、細 3 2 5、法施 7 7 (4))

7. 訂正が許可された場合の効力日

- (1) 出願時における国際出願の誤記の場合は、国際出願日 (規 9 1. 3 (c) (i))
- (2) 出願時における国際出願以外の書類（補正書等）の誤記の場合は、当該書類の提出日
(規 9 1. 3 (c) (ii))

8. 訂正拒否の公表

(1) 要請

- ① 出願人は、国際事務局に対し手数料の支払いを条件として、拒否された「訂正のための請求」、拒否の理由、及び意見書を国際出願とともに公表することを拒否の日から2月以内に要請することができます。 (規9 1. 3 (d))
- ② 特別の手数料は、50スイスフランに1枚を超える各用紙につき12スイスフランを加えた額を国際事務局に支払います。 (細則1 1 3 (b))
- ③ 要請及び手数料の支払いは、国際公開の技術的な準備が完了する時まで、又は国際公開が条約第6 4条(3)の規定により行われなない場合には、条約第20条の送達の時まで行わなければなりません。 (規9 1. 3 (d)、細1 1 3 (b))

(2) 公表

- ① 出願人の要請により、国際事務局は訂正のための請求を国際出願とともに公表します。 (規9 1. 3 (d)、細附属書D 1. 3 6)
- ② 国際出願の国際公開が、条約第6 4条(3)の規定により行われなない場合には、可能なときは条約第20条の送達に訂正のための請求の写しが含まれます。 (規9 1. 3 (d))

第9節 書類の不備の補足の手続

国際出願以外の書類であって出願人が提出した書類に下記「補足の対象」に示す国際出願の特定又は押印(署名)に関し不備がある場合には、出願人に対して、期間を指定してその不備を補足すべきことを命じます。これに対しての応答手続です。 (規9 2. 1 (b)、法施7 7の2)

1. 補足の対象

- (1) 提出者(出願人)の氏名(名称)、あて名、提出者の押印(署名)に不備がある場合 (規9 2. 1 (a)、法施2 (3))
- (2) 国際出願番号の記載に不備がある場合 (規9 2. 1 (a)、法施1 1)

2. 指定期間

命令の日(発送の日)から1月

3. 補足の方法

- (1) 日本国特許庁(受理官庁・国際調査機関・国際予備審査機関)
「書類の不備の補足書」を提出します。
(法施7 7の2 (2)、法施様2 6の3、同2 6の4 (英語))
 - ① 「補足の対象」の欄には、「手数料納付書の出願人の欄」のように、不備の補足をする書類名と補足する箇所を記載します。 (法施様2 6の3備考1、同2 6の4備考1)
 - ② 「補足の内容」の欄には補足事項を指摘します。また、「別紙のとおり」と記載して補足のための差替え用紙を別紙として添付することもできます。

(法施様 2 6 の 3 備考 2 及び 3、同 2 6 の 4 備考 2 及び 3)

- (2) 国際事務局、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁
通告の様式は定められていないので書簡の形式により行います。

4. 補足がされた場合

書類の不備が所定の期間内に適正に補足された場合は、その書類の不備はなかったものとされます。(規 9 2. 1 (b))

5. 補足がされなかった場合

書類の不備が指定期間内に補足されなかった場合には、当該書類は提出されなかったものとみなされ、その旨が出願人に通知されます。(規 9 2. 1 (b)、法施 7 7 の 2 (3))

第 10 節 国際出願後の名義変更等の手続

国際出願をした後、願書に記載した出願人・発明者・代理人等の記録を変更したい場合には、受理官庁または国際事務局に対し記録の変更の要請をすることができます。

変更の要請に基づき、国際事務局において記録の変更が行われます。(規 9 2 の 2. 1 (a))

1. 手続の要請先

- (1) 受理官庁
(2) 国際事務局

2. 手続のできる期間

優先日から 3 0 月

国際事務局は、優先日から 3 0 月の期間の満了後に変更の要請を受理した場合には変更を記録しません。(規 9 2 の 2. 1 (b))

※ したがって、優先日から 2 8 月を経過した後は、受理官庁に対してではなく、国際事務局に対して直接変更の要請をしてください。

3. 出願人又は発明者の名義の変更

「名義変更届」を提出して行います。

(法施 1 0、法施様 6、同 6 の 2 (英語)) [様式 2 - 1 7]

※ 譲渡証書等の添付書類がある場合は、オンラインによる提出はできません。

- (1) 代理人が選任されている場合

- ・既に選任されている代理人が出願人の名義の変更手続をする場合には、新たな出願人の委任状は必要ありません。
- ・新たに選任された代理人が出願人の名義の変更手続をする場合は、名義の変更を証明する書面（譲渡証書等）を添付し、同時に代理人選任届を提出する必要があります。

(2) 代理人が選任されていない場合

- ・手続者が記録されている出願人ではない者のみの場合
名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の提出が必要です。
 - ・手続者に記録されている出願人を含む場合
 - ① 記録されている出願人が単独の場合
名義変更を証明する書面（譲渡証書等）は必要ありません。
 - ② 記録されている出願人が複数の場合
記録されている出願人全員又は共通の代表者（※）が名義変更の手続を行うことができます。その場合、名義変更を証明する書面（譲渡証書等）は必要ありません。
- ※ 共通の代表者には代表者とみなされる者も含まれます。

(受理官庁ガイドライン 310、311)

4. 出願人、発明者、代理人の氏名又は名称の変更

「氏名（名称）変更届」を提出して行います。

(法施 9 (1)、法施様 3、同 3 の 2 (英語)) [様式 2-13]

5. 出願人、発明者、代理人のあて名の変更

「あて名変更届」を提出して行います。

(法施 9 (1)、法施様 4、同 4 の 2 (英語)) [様式 2-14]

6. 出願人の国籍の変更

「国籍変更届」を提出して行います。

(法施 9 (2)、法施様 5 の 3、同 5 の 4 (英語)) [様式 2-16]

7. 出願人の住所（国名）の変更

「住所変更届」を提出して行います。

(法施 9 (2)、法施様 5 の 5、同 5 の 6 (英語)) [様式 2-16]

8. 出願人、代理人の印鑑の変更

「印鑑変更届」を提出して行います。

「印鑑変更届」は、日本国特許庁（受理官庁）に対してのみ提出します。

(法施 9 (1)、法施様 5、同 5 の 2 (英語)) [様式 2-15]

9. 国際事務局による通知

- (1) 記録が変更された場合は、国際事務局から手続者（出願人又は代理人）に、記録が変更された旨の通知がなされます。また、国際事務局は記録した変更に関し次の機関に通知します。

- ① 受理官庁

- ② 国際調査機関（国際調査報告がまだ作成されていない場合）
- ③ 国際予備審査機関（国際予備報告がまだ作成されていない場合）
- ④ 指定官庁（国際公開に変更を反映できない場合）（細 4 2 2 (a)）

(2) 優先日から 30 月の期間の満了後に要請があり記録を変更しない場合の通知先

- ① 出願人（代理人）
- ② 受理官庁（受理官庁から要請があった場合）（細 4 2 2 (b)）

【コラム】国際事務局への記録の一括変更手続について

第 5 章第 10 節の国際出願後の名義変更等の手続及び同章第 11 節の代理人の選任・解任及び辞任の手続に関し、同様の変更を複数の国際出願について行いたい場合、案件ごとの手続に代えて、国際事務局に対し一括変更手続を行うことができます。（日本国特許庁受理官庁に対しては、当該一括変更手続はできません。）

国際事務局に対し一括変更手続をする場合は、①英文書簡、②変更届（日本国特許庁受理官庁に提出する様式の使用を推奨）、及び③出願番号の一覧表を提出します。

手続の詳細及び提出方法については、以下にお問い合わせください。

WIPO 国際事務局 PCT Operations Division Team8（日本語可）

E-mail : pct.team8@wipo.int

Fax : (41-22) 338 70 10

電話 : (41-22) 338 74 08

第11節 代理人の選任・解任及び辞任

1. 代理人の選任

- (1) 出願人は、国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者を、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。（規 9 0. 1 (a)）
- (2) 出願人は、国際調査機関として行動する国内官庁又は政府間機関に対し業として手続をとる権能を有する者を、特に、当該国際調査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。（規 9 0. 1 (b)）
- (3) 出願人は、国際予備審査機関として行動する国内官庁又は政府間機関に対し業として手続をとる権能を有する者を、特に、当該国際予備審査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。（規 9 0. 1 (c)）

2. 選任の方法

- (1) 出願時に願書、又は国際予備審査請求時に国際予備審査の請求書に代理人を記載することによって行う場合

出願人が願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に記名・押印することによって行います。また、出願人が2人以上いる場合については、各出願人の選択により願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に記名・押印することによって行います。

(規 9 0 . 4 (a)、法施 6 (1)、法施 5)

出願時において委任状は必要ありません。しかし、国際出願の取下げ、指定の取下げ、優先権主張の取下げ並びに国際予備審査請求の取下げ又は選択の取下げ手続は、委任状の提出が必要です。

(規則 9 0 . 4 (d)、(e))

出願後に願書において選任した代理人の委任状を提出する場合は、手続補正書に添付して提出します。

[様式 2 - 6 (2)]

- (2) 願書又は国際予備審査の請求書の提出後に代理人の選任を届け出る場合

「代理人選任届」に代理人の選任を証明する書面を添付して行います。

(法施 6 (2)、法施様 1、同 1 の 2 (英語)) [様式 2 - 2 0]

- (3) 委任状の提出先

- ① 受理官庁又は国際事務局
- ② 国際調査機関 (特に国際調査機関に対して代理する場合)
- ③ 国際予備審査機関 (特に国際予備審査機関に対して代理する場合) (規 9 0 . 4 (b))

- (4) 英語での国際出願について委任状への署名の注意点

日本語の委任状の場合には英語の翻訳文が必要になります。

(法施 3 (2))

出願人	国際調査機関	押印	署名
日本人	日本 (ISA/JP)	○	×
外国人	日本 (ISA/JP)	△*	○

* 署名が本来の手続ですが、印鑑も認めています。

3. 包括委任状による選任

出願人は、代理人の選任を証明する包括委任状をあらかじめ関係機関に寄託することによって、願書等にその写しを添付することにより代理権の証明に代えることができます。

(規 9 0 . 5 (a) (b)、法施 6 の 3、法施 6 の 4)

- (1) 寄託先

- ① 受理官庁
- ② 国際調査機関 (特に国際調査機関に対する代理人として選任する場合)
- ③ 国際予備審査機関 (特に国際予備審査機関に対する代理人として選任する場合)

(規 9 0 . 5 (b))

(2) 包括委任状の提出方法

① 受理官庁への提出

「包括委任状提出書」に代理人の選任を証明する書面を添付して提出します。

(法施6の3(1)、法施様2の7、同2の8(英語)) [様式2-24]

② 特許庁出願課(国内)への提出

「包括委任状提出書」(特例施様6)に「すべての国際出願に関する一切の件」という委任事項を記載した包括委任状を添付して提出します。

※ この場合は、提出先は従来どおり特許庁出願課(国内)の受付窓口です。

※ 当該委任状を国際出願の手続において援用する場合は、その写しを添付します。

包括委任状番号を利用した援用はできません。

(法施6の4(1)(2)、特例施6、特例施様6)

4. 復代理人の選任

(1) PCT 規則90.1(a)の規定に基づき選任された代理人は、代理人を選任する書面に別段の表示がある場合を除くほか、次の機関に対して出願人の代理人として出願人を代理する復代理人を選任することができます。(規90.1(d)、法施6の2(1))

① 選任する復代理人が、国際出願がされた国内官庁に対し、業として手続をとる権能を有する者である場合又は国際出願について受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる権能を有する者である場合にあっては、場合に応じ、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関 (規90.1(d)(i))

② 選任する復代理人が、国際調査機関又は国際予備審査機関として行動する国内官庁又は政府間機関に対し業として手続を行う権能を有する者である場合にあっては、それぞれ特に国際調査機関又は国際予備審査機関 (規90.1(d)(ii))

(2) 選任の方法(日本国特許庁)

「復代理人選任届」に復代理人の選任を証明する書面を添付し、提出して行います。

(法施6の2、法施様2の3、同2の4(英語)) [様式2-22]

(3) 選任された復代理人への通知の送付を希望する場合

復代理人が選任された場合でも、通知は代理人へ送付されます。

(受理官庁ガイドライン23)

通知を復代理人へ送付することを希望する場合は、復代理人選任届及び添付する委任状にその旨を記載します。

5. 代理人による手続又は代理人に対する手続の効果

(1) 代理人による手続は、その代理人を選任した出願人による手続としての効果を有します。

また、代理人に対する手続は、その代理人を選任した出願人に対する手続としての効果を有します。(規90.3(a))

(2) 出願人を代理する代理人が2人以上である場合に、代理人のうちいずれかの代理人による手続は、その出願人による手続としての効果を有します。また、代理人に対する手続についても同じです。(規90.3(b))

- (3) 共通の代表者若しくはその代理人による手続又は共通の代表者若しくはその代理人に対する手続は、すべての出願人による手続又はすべての出願人に対する手続としての効果を有します。 (規 9 0 . 3 (c))

6. 新たな代理人の選任による先の代理人の選任の撤回の効果

PCT 規則 9 0 . 1 (a) の規定に基づく代理人の選任は、別段の表示がある場合を除くほか、当該規定に基づく先の代理人の選任を撤回する効果を有します。 (規 9 0 . 6 (b)、法施 6 (3))
先の代理人の代理権を残して、新たな代理人を選任 (追加) する場合は、代理人選任届に添付する委任状に先の代理人を解任しない旨の記載が必要です。

7. 代理人の解任及び辞任

(1) 出願人による解任

出願人又は出願人の承継人は、代理人の選任を撤回することができます。代理人の選任の撤回はその代理人によって選任された復代理人の選任も撤回されたものとみなします。また、出願人は復代理人の選任についても撤回することができます。 (規 9 0 . 6 (a))

(2) 代理人による辞任

代理人は、自らの届け出によって選任を放棄することができます。 (規 9 0 . 6 (d))

(3) 届出先

- ① 受理官庁又は国際事務局
 - ② 国際調査機関 (特に国際調査機関に対して代理している場合)
 - ③ 国際予備審査機関 (特に国際予備審査機関に対して代理している場合)
- (規 9 0 . 6 (e) で準用する 9 0 . 4 (b))

(4) 届出の方法

- ① 代理人の解任又は辞任は「代理人解任 (辞任) 届」を提出して行います。
(法施 6 (4)、法施様 2、同 2 の 2 (英語)) [様式 2 - 2 1]
- ② 包括委任状に記載した代理人の解任は「包括代理人解任届」を提出して行います。
(法施 6 の 3 (3)、法施様 2 の 9、同 2 の 1 0 (英語)) [様式 2 - 2 5]
- ③ 復代理人の解任又は辞任は「復代理人解任 (辞任) 届」を提出して行います。
(法施 6 の 2 (3)、法施様 2 の 5、同 2 の 6 (英語)) [様式 2 - 2 3]

第 12 節 共通の代表者の選任・解任及び辞任

1. 共通の代表者

(1) 選任

2 人以上の出願人がいる場合において、すべての出願人を代理する代理人を選任しなかった場合には、条約第 9 条 (出願人) の規定に従い国際出願をする資格を有する出願人の 1 人を共通の代表者として他の出願人が選任することができます。 (規 9 0 . 2 (a)、法施 6 (1))

(2) みなし規定

2人以上の出願人がいる場合において、すべての出願人が共通の代理人又は共通の代表者を選任しなかった場合には、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に記載されている日本国民等のうち最初に記載されている出願人をすべての出願人の共通の代表者とみなします。(規90.2(b)、法16(2)、法施71)

2. 選任の方法

(1) 各出願人の選択により願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に署名することによって行います。(規90.4(a)、法施6(1))

出願時においては代表者を選任する書面は必要ありません。

出願後に願書にて選任した代表者の選任証を提出する場合は、手続補正書に添付して提出することができます。[様式2-6(2)]

(2) 願書又は国際予備審査の請求書の提出後に代表者の選任を届け出る場合

① 受理官庁(日本国特許庁)

「代表者選任届」に代表者の選任を証明する書面を添付して行います。

(法施6(2)、法施様1、同1の2(英語))[様式2-20]

② 国際事務局

書簡により行います。

(3) 委任状の提出先

① 受理官庁

② 国際事務局

(規則90.4(b))

3. 共通の代表者による手続又は共通の代表者に対する手続の効果

共通の代表者による手続又は共通の代表者に対する手続は、すべての出願人による手続又はすべての出願人に対する手続としての効果を有します。(規90.3(c))

4. 新たな共通の代表者の選任による先の共通の代表者の選任の撤回の効果

新たな共通の代表者の選任は、別段の表示がある場合を除くほか、先の共通の代表者の選任を撤回する効果を有します。(規90.6(c)、法施6(3))

5. 共通の代表者の解任及び辞任

(1) 出願人による解任

出願人又はその承継人は、共通の代表者の選任を撤回することができます。(規90.6(a))

(2) 共通の代表者による辞任

共通の代表者は、自らの届け出によって選任を放棄することができます。(規90.6(d))

(3) 届出先

- ① 受理官庁
- ② 国際事務局

(規 9 0 . 6 (e) で準用する 9 0 . 4 (b))

(4) 届出の方法 (日本国特許庁の場合)

「代表者解任 (辞任) 届」を提出して行います。

(法施 6 (4)、法施様 2、同 2 の 2 (英語)) [様式 2 - 2 1]

第 13 節 謄本・証明書等の請求手続

1. 国際出願に係る書類・補完書・手続補正書の認証謄本の請求

出願人は、受理官庁に対して出願時の国際出願に係る書類・補完書・手続補正書の認証謄本 (certified copy) の交付を請求することができます。

(規 2 1 . 2、法施 3 7 (1)、法施 3 7 の 2 (1))

(1) 請求の方法

「国際出願の書類の謄本の請求書」を提出して請求します。

[様式 2 - 1 9 (1)]

(2) 手数料

謄本 1 件について 1、4 0 0 円を特許印紙・電子現金納付等により納付します。

(法施 8 2 (1)表③)

2. 国際出願に関する書類の謄本の請求 (国際事務局)

(1) 出願人若しくは出願人の承諾を得た者、又は条約第 3 8 条の規定に従うことを条件として、国際公開後であればいかなる者からの請求に応じ、国際事務局は役務の費用の支払いを条件として書類の謄本の交付をします。

(規 9 4 . 1 (a) (b))

(2) 手数料

① 国際出願の写し 1 件 3 5 スイスフラン (CHF)

同認証付き 1 件 5 0 スイスフラン

② その他の書類 基本料 5 スイスフラン (CHF) 1 頁毎に 2 スイスフランを加算

同認証付き 基本料 5 スイスフラン (CHF) 1 頁毎に 1 5 スイスフランを加算

3. 国際出願に関する書類の謄本の請求

出願人若しくは出願人の承諾を得た者は、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に一件書類の謄本の交付を請求することができます。ただし、謄本の交付は手数料の納付を条件とします。また、いかなる者も、国際公開後であれば、受理官庁、国際調査機関に謄本の交付を請求することができます (国際予備審査機関を除く)。

(規 9 4 . 1 の 2、規 9 4 . 1 の 3、規 9 4 . 2、法施 1 1 の 4)

(1) 請求の方法

「国際出願の書類の謄本の請求書」、「国際調査に関する書類の謄本の請求書」、「国際予備審査に関する書類の謄本の請求書」を提出して請求します。 [様式2-19(2)]

(2) 手数料

請求書1件について1,400円を特許印紙・電子現金納付等により納付します。

(法施11の4、同82(1)表③)

4. 国際出願の書類の証明の請求

出願人は、特許庁に対してパリ条約の同盟国又はWTO加盟国において優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求することができます。(法施38(1))

(1) 請求の方法

「国際出願の書類の証明の請求書」を提出して請求します。請求書には、その優先権を主張するための書類並びにその主張をする旨及び出願しようとする国の国名を記載します。

[様式2-19(3)]

(2) 手数料

証明書1件について1,400円を特許印紙・電子現金納付等により納付します。

(法施82(1)表①)

※ 2004年4月27日以前の国際出願については、添付書類として国際出願の写しなど、証明に要する書類一通を提出します。

5. 文献の写しの請求

(1) 国際調査機関

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを国際調査機関に対し請求することができます。(条20(3)、法9)

① 請求の期間

国際出願日から7年間

(規44.3(a)、法施49)

② 請求の方法

「文献の写しの請求書」を提出して請求します。

[様式2-18]

③ 手数料

日本国特許庁に請求する場合、文献の写しの請求書1件につき1,400円を特許印紙・電子現金納付等により納付します。(法18(1)、令2(1))

(2) 国際予備審査機関

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを国際予備審査機関に対し請求することができます。(条36(4)、法15)

① 請求の期間

国際出願日から7年間

(規71.2(a))

② 請求の方法

「文献の写しの請求書」を提出して請求します。

[様式 2-18]

③ 手数料

日本国特許庁に請求する場合、文献の写しの請求書 1 件につき 1,400 円を特許印紙・電子現金納付等により納付します。(法 18(1)、令 2(1))

(3) なお、出願人は引用された文献を独立行政法人工業所有権情報・研修館に対し請求可能な場合がありますので、詳しくはお問合せください。

6. 優先権書類の写しの請求

いかなる者も国際出願が国際公開された場合には、当該国際出願の優先権書類の写しを国際事務局に請求することができます。(規 17.2(c))

(1) 請求先

国際事務局

(2) 国際事務局が写しを提供しない場合

① 国際公開前に当該国際出願が取り下げられた場合 (規 17.2(c)(i))

② 国際公開前に当該国際出願の優先権の主張が取り下げられ又は規則 26 の 2.2(b) の規定に基づきなかったものとみなされた場合 (規 17.2(c)(ii))

(3) 手数料

優先権書類の写し 35 スイスフラン (CHF)

同認証付 50 スイスフラン (CHF)

7. 認証の請求

出願人は、優先日から 14 月を経過した後に受理官庁に対して、国際出願の写しを提出して出願時の国際出願と同一であることの認証を請求することができます。

(規 22.1(d)、法施 37 の 3(1))

受理官庁は国際事務局が国際出願 (記録原本) を受理した旨の通知を受理しているときは、認証の請求を拒否することができます。(規 22.1(e)(iii)、法施 37 の 3(2))

(1) 請求の方法

「国際出願の書類の認証の請求書」を提出して請求します。

(2) 手数料

認証の請求には、手数料は不要です。

(規 22.1(e))

(空白頁)